

第百八十九回国 参議院内閣委員会 會議録第十五号

平成二十七年六月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十六日

辞任

小坂 憲次君
三宅 伸吾君
尾立 源幸君

補欠選任

松下 新平君
世耕 弘成君
蓮 舫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大島九州男君

委員

石井 準一君
上月 良祐君
藤本 祐司君
山下 芳生君

国務大臣

上野 通子君
岡田 直樹君
岡田 広君
岸 宏一君
山東 昭子君
世耕 弘成君
松下 新平君
山崎 力君
相原久美子君
芝 博一君
蓮 舫君
若松 謙維君
井上 義行君
江口 克彦君
山本 太郎君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))

石破 茂君

副大臣

内閣府副大臣

平 将明君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

小泉進次郎君

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

本日の会議に付した案件

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島九州男君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、尾立源幸君、三宅伸吾君及び小坂憲次君が委員を辞任され、その補欠として蓮舫君、世耕弘成君及び松下新平君が選任されました。

○委員長(大島九州男君) 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石破内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(石破茂君) 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が取り組むべき重要な課題は、成長戦略の着実な実行を図り、その効果を全国に波及させ

ていくことにあります。そのためには、二〇一五年度までを集中取組期間としている国家戦略特区を活用し、国、地方公共団体、民間が一体となり、スピード感を持って規制改革を実行していくことが必要です。

これまで、国家戦略特別区域諮問会議等において、特区ごとに設置する区域会議や全国の地方公共団体、民間からの提案も踏まえ、国家戦略特別区域に係る新たな規制の特例措置等について検討を行うとともに、構造改革特別区域推進本部において、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行ってまいりました。今般、これらの検討結果に基づき、経済社会の構造改革を更に推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

国家戦略特別区域法の改正につきましては、第一に、学校教育法等の特例として、グローバル人材その他の産業の国際競争力の強化等に寄与する人材の育成のため、公立学校の管理を民間に行わせることができることとしております。

第二に、児童福祉法の特例として、保育の需要に應ずるため、都道府県知事が行う試験の合格者に、一定の期間は区域を限定する保育士の資格を付与することとしております。

第三に、出入国管理及び難民認定法の特例として、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国、在留を可能とし、併せて創業人材について、一定の要件の下で入国を促進することとしております。

第四に、都市公園法の特例として、保育等の福祉サービスの需要に應ずるため、保育所等の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合に許可することとしております。

第五に、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例として、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を原料とした研究用具の業としての製造を認めることとしております。

このほか、公証人法の特例、医療法の特例、水産業協同組合法の特例、国有林野の管理経営に関する法律の特例、国家公務員退職手当法の特例、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加するとともに、国及び関係地方公共団体は、外国人等の起業を促進する等のため、外国人等に対し、法人の設立の手續に関する援助を一体的に行うことその他の措置を講ずることとしております。

構造改革特別区域法の改正につきましては、道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とすることとしているほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加することとしております。

以上が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立をいたしますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(大島九州男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願(第一六〇四号)
- 一、関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願(第一六一一号)
- 一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願(第一六八九号)
- 一、保育・教育・子育て支援制度の抜本的改善・拡充に関する請願(第一六九〇号)
- 一、レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願(第一六九一号)(第一六九二号)(第一六九三号)(第一六九四号)(第一六九五号)(第一六九六号)(第一六九七号)(第一六九八号)(第一六九九号)(第一七〇〇号)(第一七〇一号)
- 一、日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)
- 一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第一七七一号)
- 一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第一七七二号)(第一七七三号)(第一七七四号)(第一七七五号)(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七七八号)
- 一、関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願(第一八二三号)(第一八二四号)(第一八二五号)(第一八二六号)(第一八二七号)(第一八二八号)(第一八二九号)(第一八三〇号)(第一八三一号)(第一八三二号)(第一八三三号)
- 一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定

に関する請願(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号)(第一八四三号)(第一八四四号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第一八四五号)(第一八四六号)

一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第一九二八号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第一九二九号)(第一九三〇号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一九三一号)

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(第一九三二号)

第一六〇四号 平成二十七年六月五日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 長野県中野市 遠山茂治 外二百三十一名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六一一号 平成二十七年六月八日受理
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願
請願者 神奈川県厚木市 山田やす子 外百八十八名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一六八九号 平成二十七年六月九日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願
請願者 東京都大田区 伊藤美保子 外六十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第一六九〇号 平成二十七年六月九日受理
保育・教育・子育て支援制度の抜本的改善・拡充に関する請願
請願者 東京都足立区 渡辺節子 外九百九十六名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第一六九一号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 石川県金沢市 荒木田成 外八百八十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九二号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 京都市 日西千佳 外八百八十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九三号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 札幌市 松岡則子 外八百八十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九四号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 東京都板橋区 武田清子 外八百

八十三名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九五号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 京都市 岡村真智子 外八百八十三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九六号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 東京都板橋区 飯村太郎 外八百八十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九七号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 東京都板橋区 菊地恵子 外八百八十三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九八号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願
請願者 兵庫県加東市 永井節子 外八百八十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一六九九号 平成二十七年六月九日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願

請願者 大阪府高槻市 山口貴生 外八百八十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一七〇〇号 平成二十七年六月九日受理

レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願

請願者 福岡市 森鈴子 外八百八十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一七〇一号 平成二十七年六月九日受理

レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市 津村裕子 外八百八十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第一七〇二号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 富山県高岡市 山下万里子 外五百六十六名

紹介議員 井上 哲士君

日本軍慰安婦問題は女性の人権、人間の尊厳を回復する課題であり、その解決は被害女性の高齢化の中、待ったなしである。しかし、日本政府は請求権の問題は解決済みとの立場を取り続け、強制性はなかったと主張する安倍晋三首相の下で、政権内から河野談話の見直し論や政治家・NHK会長など公人による慰安婦問題を含む侵略戦争の事実を否定する発言が相次ぎ、ヘイトスピーチが横行するなど事態は一層深刻化している。この点で、第一次安倍政権による政府答弁書(二〇〇七年三月)の「強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との記述が河野談話見直しを主張

する人々によって強制連行はなかったとする根拠に利用されていることは重大である。河野談話は、(一)慰安所と慰安婦の存在(二)慰安所の設営、管理等への軍の関与(三)本人の意思に反した強制性(四)慰安所での強制使役(五)植民地にされた朝鮮半島出身者への強制性という事実を認めたものである。国際社会では、日本軍慰安婦問題は性奴隷制と呼ばれる女性の人権侵害として、国連女性差別撤廃委員会を始め国際機関、EU議会やアメリカなど各国政府が日本政府に公式謝罪と賠償、教育による再発防止などを求める勧告や決議を再三行い、アメリカ国内でも責任を問う動きが広がっている。慰安婦問題の否定は、世界の流れに逆行し、アジア諸国はもちろん世界の人々との信頼構築を阻害するものである。

ついで、日本政府が慰安婦問題の事実を真摯に向き合い、一日も早く被害女性が求める方向での解決を行うよう、次の事項について実現を図りたい。

一、「慰安婦」問題での二〇〇七年政府答弁書を撤回し、「河野談話」への攻撃に反論すること。

二、日本軍慰安婦問題の法的解決を急ぎ、公式謝罪と補償を行うこと。

第一七〇三号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 京都府城陽市 土坂英子 外五百六十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇四号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 北海道稚内市 久保田知子 外五百六十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇五号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 東京都東村山市 金田良子 外五百六十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇六号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 京都市 中村雅子 外五百六十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇七号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 東京都町田市 花田節子 外五百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七〇八号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 東京都町田市 橋口みどり 外五百六十六名

紹介議員 田村 智子君

第一七〇九号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 和歌山県有田郡広川町 五島郁子 外五百六十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七一〇号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 大阪府豊中市 原田茂子 外五百六十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七一一号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 高知県高岡郡四十町 池田美紀 外五百六十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一七一二号 平成二十七年六月九日受理

日本政府が慰安婦問題で河野談話が明らかにした歴史の事実に向き合い、解決を急ぐことに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 田上順子 外五百六十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

請願者 北海道帯広市 平鍋純一 外九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

年収二百万円以下の給与所得者が七年連続一千万人を超え、年収三百万円以下が給与所得者の四割に達している。都市と地方の賃金格差による都市部の人口集中と地方の過疎化、国や地方の財政悪化を理由とした社会保障費の削減や消費税増税などにより国民の生活は悪化している。これまで財政難を理由に国と地方の公務員を十二年で約五十万人削減し、平成の大合併で約千五百の市町村が削減された。しかし、国と地方の財政は悪化し続けている。法人税減税や租税特別措置などの不公平税制と人員削減や下請単価の切下げで利益をため込んでいることで経済が衰退し、国と地方の財政悪化を深刻化させている。今求められているのは、公務員の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政法人がその責任と役割を發揮し、国民生活をしっかりと支え、地域経済を活性化させる基盤をつくっていくことである。また、東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる中、御嶽山の噴火などの災害が次々と発生している。災害から国民生活の安全・安心を守る上でも、老朽化が進む橋・梁やトンネル、下水道などの計画的な補修や日常的な維持管理とそれらを担う行政機関での専門的な技術力の継承が不可欠である。国民誰もが安心して働き、医療・介護・年金・福祉など憲法第二十五条に基づく生活を営むことができる社会を実現するためには、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実が必要である。地方分権改革や道州制など、国の役割や責任を地方自治体に移行する議論ばかりが進められているが、こうした国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割をしっかりと發揮するために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するように求める。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支

える国の責任を果たすこと。
二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第一七七二号 平成二十七年六月十日受理

国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 佐賀県唐津市 松本義浩 外千七百三十二名

紹介議員 仁比 聡平君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらした。避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。昨年八月には多くの犠牲者を出した広島県の土砂災害を始め、全国で広範囲に被害をもたらしている豪雨や戦後最悪の被害をもたらした御嶽山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。二〇一二年十二月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では、今後計画的な維持管理を施して新規構造物よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させる必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならない。地域社会を支えてきた地域建設業は、生活・防災予算の抑制や競争激化により災害対応空白地帯が生じるなど、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難など建設業の基盤が崩壊し始めており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっている。二、次は、次の事項について実現を図られた

い重大な危機に陥っている。企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難など建設業の基盤が崩壊し始めており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっている。

第一七七三号 平成二十七年六月十日受理

国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 岩手県花巻市 堤圭司 外千六百九十名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一七七四号 平成二十七年六月十日受理
国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 東京都北区 小我野昭男 外千五百名
紹介議員 渡辺美知太郎君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一七七五号 平成二十七年六月十日受理
国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 福岡市 仙道久嗣 外千四百九十九名
紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一七七六号 平成二十七年六月十日受理
国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 沖縄県宮古島市 池田陽祐 外千

百八十五名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一七七七号 平成二十七年六月十日受理

国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 新潟県長岡市 武田清 外五千四百三十八名

紹介議員 田中 直紀君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一七七八号 平成二十七年六月十日受理
国民の安全・安心を切り捨ててる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 大阪府枚方市 中家潤 外四百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一八二三号 平成二十七年六月十一日受理
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願
請願者 東京都台東区 木崎永子 外十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一八二四号 平成二十七年六月十一日受理
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願
請願者 東京都江戸川区 森下和子 外十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。
第一八二五号 平成二十七年六月十一日受理
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 北海道釧路市 堀口恵美 外十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八二六号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 東京都八王子市 岩島敬子 外十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八二七号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 京都市 唐津育子 外十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八二八号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 東京都調布市 古谷史子 外十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八二九号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 東京都世田谷区 甘利みつほ 外十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八三〇号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 千葉県浦安市 谷本澄子 外十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八三一号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 大阪府高槻市 中村純夫 外十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八三二号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 山口県下関市 和田邦子 外十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八三三号 平成二十七年六月十一日受理

関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明に関する請願

請願者 川崎市 新垣京子 外十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八三四号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 長野県大町市 宮坂聡子 外二百一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八三五号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 京都市 渡辺浩子 外二百一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八三六号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 札幌市 西澤理佳 外二百一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八三七号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 福岡県久留米市 権藤由美 外二百七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八三八号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 京都市 久保京子 外二百一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八三九号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 京都府長岡京市 渡邊睦美 外二百一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四〇号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四一号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 神戸市 榎木みゆき 外二百一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四二号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 大阪市 立山悦子 外二百一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四三号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 北九州市 黒川由美子 外二百一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四四号 平成二十七年六月十一日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 大阪市 日下友子 外二百一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一八四五号 平成二十七年六月十一日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 兵庫県尼崎市 矢野治 外千四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一八四六号 平成二十七年六月十一日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 東京都江戸川区 安野キヨ子 外千四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第一九二八号 平成二十七年六月十一日受理
北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 北海道根室市 山田和史 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一九二九号 平成二十七年六月十一日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 山梨市 上間正央 外千五百八十四名

紹介議員 森屋 宏君
この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第一九三〇号 平成二十七年六月十一日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 札幌市 渡邊和夫 外千四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第一九三二号 平成二十七年六月十一日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 東京都港区 小俣光子 外七十七名

紹介議員 吉良よし子君
次の事項について実現を図りたい。
一、かねて度々国会に提出されてきた「戦時性的

強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を早々に審議し、成立させること。
理由

被害女性や支援団体は日本政府の公式謝罪と賠償を要求している。国連諸機関勧告を始め、米国、オランダ、カナダ、EU、韓国、台湾などの諸議会の決議がなされ、国際社会は日本の対処を注目している。日本の地方議会も政府への意見書を採択した。韓国憲法裁判所は、軍隊慰安婦被害者の訴えに対し、韓国政府の外交不作為を認定している。慰安婦とされた人、強姦犠牲者に早急に謝罪と賠償を行うため、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期成立を求める。

第一九三二号 平成二十七年六月十一日受理
国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 東京都西東京市 森仁美 外六百六十六名

紹介議員 吉良よし子君
地方自治体の無謀とも思える広域化により公務員は削減され、行政サービスも低下するという弊害を生み出している。今地域では、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。

現在、都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する道州制移行の議論が活発化している。国民不在で財政主導の道州制ありきの議論が進めば、国民の暮らし・福祉・教育などに関わる国の責任が大きく後退する危険がある。また、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大が一層進行することなどが懸念されている。各地の地方整備局やハローワーク、法務局などの国の出先機関や国立病院などの独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など、住民の基本的な人権を支える国の責任

と役割を果たすために配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにはかならない。

については、次の事項について実現を図られた。
一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

六月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願（第一九七〇号）

一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第一九七一号）
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第一九七二二号）（第一九七三三三）（第一九七四四四）

一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第一九七五五五）

一、沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二〇〇三三）
一、特定秘密保護法を速やかに撤廃することに関する請願（第二〇五七七）

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願（第二〇五八八）（第二〇五九九）
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二〇六〇〇）

一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二〇六一一）
一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願（第二一五六六）

一、保育・教育・子育て支援制度の抜本的改善・拡充に関する請願（第二二五七七）（第二

一五八八号）
一、レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願（第二二五九号）
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願（第二二六〇号）（第二二六一一）（第二二六二二）

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二二六三三）（第二二六四四）
一、四国地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二二四五五）

一、東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二二四六六）
一、中部地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願（第二二四七七）

第一九七〇号 平成二十七年六月十二日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願
請願者 京都府城陽市 宇野定男 外三百九十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二七七七号と同じである。

第一九七一号 平成二十七年六月十二日受理
北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 北海道美瑛市 関屋元 外九百九十九名

紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

第一九七二号 平成二十七年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 大分県別府市 久末真純 外千二百二十二名

紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九七三号 平成二十七年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 滋賀県大津市 中安真也 外千五百四名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九七四号 平成二十七年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 札幌市 佐野雅子 外千四百九十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一九七五号 平成二十七年六月十二日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 大阪府八尾市 村川祥世 外四百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

様々な政府統計が示すとおり、賃金は落ち込み、若者層を始めとした高い失業率が続くなど、就業・営業や就学の困難が増し、国民生活には格差と貧困が広がり続けている。また、今後東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。こうした中で国に求められることは、地方自治体との連携を密にして国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。その一方で、少なくない政党が現在の都道府県制度をなくし国の役割を外交や防衛、危機管理、税制などに限定する道州制導入を活発に主張している。道州制は、国が責任を負うべき国民の基本的な人権保障を地方政府に移管し、住民に身近

な行政サービスは財源の保障がないまま地方自治体の自己責任とするものであり、国民の暮らし・福祉・教育・防災などに関わる住民サービスを後退させるものである。加えて、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大が一層進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。近畿地方整備局・近畿経済産業局・ハローワークなどの国の出先機関や国立病院機構等の独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など近畿地方の住民の基本的な人権を支える責任と役割を果たすため設置されている。国の出先機関や独立行政法人を廃止・削減することは、憲法第二十五条に定めるところの国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにはならない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすため「道州制」を導入しないこと。

二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二〇〇三号 平成二十七年六月十二日受理
沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡南風原町 金城弘 外百八十四名

紹介議員 糸数 慶子君

年収二百万円以下の給与所得者が七年連続一千万人を超え、働く貧困層（ワーキングプア）が増え続け、年収三百万円以下が給与所得者の四割に達している。過酷な労働条件と低い賃金水準により若者を使い潰すブラック企業の横行、都市と地方の賃金格差による都市部の人口集中と地方の過疎化、国や地方の財政悪化を理由とした社会保障費の削減や消費税増税などにより国民の生活は悪化している。これまで財政難を理由に国と地方の公

務員を十二年で約五十万人削減し、平成の合併で約千五百の市町村が削減された。しかし、国と地方の財政は悪化し続けている。今求められているのは、公務員の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政法人がその責任と役割を発揮し、国民生活をしつかりと支え、地域経済を活性化させる基盤をつくっていくことである。沖縄県内には、内閣府沖縄総合事務局（地方農政局、地方運輸局、地方整備局等）、沖縄総合通信事務所、那覇地方方法務局、沖縄労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）などの国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えている。また、国立大学、高等専門学校、国立病院などの公務関連法人も存在し、地域の教育と福祉を支えている。東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる中、台風や大雨、大雪など異常気象による災害から国民生活の安全・安心を守ることや医療・介護・年金・福祉など国民生活のあらゆる面で活躍している国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実が必要である。地方分権改革や道州制など、国の役割や責任を地方自治体に移行する議論ばかりが進められているが、こうした国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割をしつかり発揮するために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、沖縄県の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二〇五七号 平成二十七年六月十五日受理
特定秘密保護法の速やかに撤廃することに関する請願

請願者 千葉県成田市 大津栄成 外千四百七十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二〇五八号 平成二十七年六月十五日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 三重県津市 今井征子 外千二百七十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二〇五九号 平成二十七年六月十五日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 高知市 岡崎清恵 外千二百八十八名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二〇六〇号 平成二十七年六月十五日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 神戸市 平田喜久男 外千五百六十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二〇六一号 平成二十七年六月十五日受理
近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 大阪府枚方市 林義晶 外四百四十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一九七五号と同じである。

第二一五六号 平成二十七年六月十五日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 相模原市 菊地原靖 外百三十二名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二一五七号 平成二十七年六月十五日受理
保育・教育・子育て支援制度の抜本的改善・拡充に関する請願

請願者 東京都大田区 高橋和子 外九百九十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第二一五八号 平成二十七年六月十五日受理
保育・教育・子育て支援制度の抜本的改善・拡充に関する請願

請願者 東京都港区 山口由記 外九百九十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三一二号と同じである。

第二一五九号 平成二十七年六月十五日受理
レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町 戸崎弘 外五百四十一名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五〇六号と同じである。

第二一六〇号 平成二十七年六月十五日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都稲城市 逸見照三 外千四百九十九名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二一六一号 平成二十七年六月十五日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都立川市 今滝利博 外千四百九十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二一二二号 平成二十七年六月十五日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 兵庫県明石市 熊澤哲也 外千四百九十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第二一二三三号 平成二十七年六月十五日受理
国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 茨城県つくば市 飯田剛 外五百九十九名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第二一二四四号 平成二十七年六月十五日受理
国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 茨城県結城市 高嶋恭一 外五百九十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第二一二四五号 平成二十七年六月十五日受理
四国地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 徳島市 森田拓海 外千三百七十六名
紹介議員 山下 芳生君

様々な政府統計が示すとおり、国民の実質所得と個人消費はいまだ減少傾向にあり、格差と貧困はますます広がっている。また、東日本大震災の発生により地震活動の活発化も指摘されており、社会生活への不安は増すばかりである。こうした中で国に求められることは、地方自治体との

連携で住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。四国地方は、これまでも津波や大雨など大規模な自然災害により甚大な被害を受けてきたが、東海地震や南海・南海地震の発生が現実視される中で、広範な地域住民の命と財産を守る上でも、国として責任を持った行政を行うことが必要不可欠である。しかし、財政難を理由に国と地方の公務員は十二間で約五十万人削減され、平成の大合併では約千五百の市町村が消滅した。また政府は、人口減対策や地域活性化などを目的に地方創生を掲げる一方で地方切捨ての道州制・地方分権改革を推し進めようとしており、本来国が負うべき責任を地方に押し付けようとしている。四国経済産業局や四国地方整備局などの国の出先機関や独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など四国地方の住民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすために配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、四国地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第二一二六号 平成二十七年六月十五日受理
東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町 金成江理 加 外四百九十九名
紹介議員 田村 智子君

年収二百万円以下の給与所得者が七年連続一千万人を超え、働く貧困層（ワーキングプア）が増え続け、年収三百万円以下が給与所得者の四割に達している。過酷な労働条件と低い賃金水準により若者を使い潰すブラック企業の横行、都市と地方の賃金格差による都市部の人口集中と地方の過疎化、国や地方の財政悪化を理由とした社会保障費の削減や消費税増税などにより国民の生活は悪化している。これまで財政難を理由に国と地方の公務員を十二間で約五十万人削減し、平成の大合併で約千五百の市町村が削減された。しかし、国と地方の財政は悪化し続けている。法人税減税等の不公平税制と人員削減や下請単価切り下げによる利益のため込みにより経済が衰退し、国と地方の財政悪化を深刻化させている。今求められているのは、公務員の削減ではなく、むしろ国の出先機関と独立行政法人がその責任と役割を發揮し、国民生活をしっかりと支え、地域経済を活性化させる基盤をつくっていくことである。東北地方では、東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる中、これまでも津波や大雨など大規模な自然災害により甚大な被害を受けてきたが、広範な地域住民の命と財産を守る上でも、国として責任を持った行政を行うことが必要不可欠である。経済産業局や地方整備局などの国の出先機関や独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など東北地方の住民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすために配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。地方分権改革や道州制など、国の役割や責任を地方自治体に移行する議論ばかりが進められているが、こうした国民生活の安全・安心を支える国の責務と役割をしっかりと發揮するために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、東北地方の安全・安心を支えるために必要な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

充すること。

第二二四七号 平成二十七年六月十五日受理
中部地方の安全・安心を支えるために必要な国の
出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関
する請願

請願者 富山県下新川郡入善町 田又繁幸
外七百八十二名

紹介議員 山下 芳生君

東日本大震災・原発事故の早期復興が急がれる
中、台風やゲリラ豪雨、大雪など異常気象による
被害や御嶽山の噴火などの災害が次々と発生して
いる。また、東海・東南海・南海地震や首都直下
地震など更なる地震災害の発生も懸念されてい
る。さらに、消費税増税やワーキングプアの増加
による格差の拡大など暮らしや雇用が破壊され、
国民の願いである安全で安心な社会生活が脅かさ
れている。そうした中、都道府県を廃止して全国
を十程度の道州に置き換えていく道州制や地方分
権改革が議論されている。また、昨年七月に閣議
決定した総人件費方針と機構・定員管理方針によ
り、国家公務員の新たな定員合理化目標数(二〇
一五―二〇一九年度の五年間で二〇一四年度末比
一〇%以上の削減)が決定された。これまでも相
次ぐ公務員削減や独立行政法人化、民営化等は、
職場で過密労働・健康破壊を蔓延させ、非常勤・
業務委託などの不安定雇用を増大させてきた。あ
わせて、新規採用抑制により将来を担う若者の採
用が削られ、行政組織の継続・継承が困難になっ
ている。このような国の行政組織の削減・民営化
等が進めば、行政サービスの低下に加え、地域の
安全・安心に対する国の責任放棄が一層進み、地
域間格差の拡大にまでつながっていくことが懸念
される。地方整備局・労働局・法務局などの国の
出先機関や国立病院・自動車検査法人などの独立
行政法人は防災やインフラの維持・管理、雇用の
安定、人権の擁護、医療など、国民の生活や安
全・安心を守るための様々な行政サービスを地方
公共団体と役割分担した上で実施している。東日

本大震災では、震災直後から地方整備局が地元建
設業者と一体となって救援ルートの確保に当た
り、労働局や法務局等の国の出先機関も全国展開
された組織であるメリットをいかし迅速な支援を
行った。大規模災害から国民の生命や暮らしを守
るためには国が責任を持つて対処できる体制が必
要であるということが東日本大震災の教訓であ
る。国民生活や地域の安全・安心を支える国の責
務と役割をしっかりと発揮するために必要な国の出
先機関と独立行政法人の体制と機能を充実するよ
う求める。
ついでには、次の事項について実現を図られた
い。
一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支
える国の責任を果たすこと。
二、中部地方の安全・安心を支えるために必要
な国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を充
実すること。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見
直し等に関する請願(第二二五四号)(第二二
五五号)(第二二五六号)(第二二五七号)(第二
二五八号)(第二二五九号)(第二二六〇号)(第
二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三号)
(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二六六
号)(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二六
九号)(第二二七〇号)(第二二七一号)(第二二
七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二
二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第
二二七八号)(第二二七九号)(第二二八〇号)
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や
道州制を行わないことに関する請願(第二三
六二号)

第二二五四号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 広島市 藤原洋子 外七百二名
紹介議員 森本 真治君

てんかんはあらゆる年齢で発病する脳の病気で
あり、全国に約百万人の患者がいる。早期診断・
治療により、七〇%以上の人が発作のない生活
を送ることができる。てんかん発作には、一瞬手足
がピクンとしたり短時間ぼんやりするだけの小
なものから全身けいれんまで様々な症状がある。
また、不安や鬱、行動障害などの合併障害、医
療、生活、学校や仕事の問題など、発作以上に
てんかんのある人に深刻な悩みをもたらすことがあ
る。二〇一一年の交通事故報道以降、てんかんを
一くくりにして危険視する風潮が高まり、全国で
いじめや解雇など不利益事例が報告され、てんか
んに対する正しい理解と多様な支援が求められて
いる。

ついでには、てんかんのある人とその家族が安心
して暮らせる社会の実現のため、また、二〇一三
年に自動車運転に関する二つの法律が成立したと
きの附帯決議の実現を求め、次の措置を採られた
い。
一、交通に関しては、
1 自治体による通院交通費の補助制度につ
いて、全国で取り組めるよう周知すること。
2 家族の送迎、同伴者(介助者)に対する交通
運賃の減額制度や、タクシーチケットの配布
なども、自治体福祉施策の好事例として全国
に周知すること。
3 一定の病気等に係る交通事故の発生状況等
を科学的に分析・研究し、諸外国の実施状況
も参考に、最新の医学が反映されるよう運
転適性運用基準の見直しに向けた検討を進め
ること。
二、医療に関しては、
1 学会や非営利の民間団体等が医薬品を搬送
する際には、緊急車両指定などの必要な手続
を優先的に行うこと。

第二二五五号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 富山県高岡市 大野美絵 外六百
九十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二五六号 平成二十七年六月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 大分県中津市 村本研右 外六百
八十三名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二五七号 平成二十七年六月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 岡山市 葛原幸恵 外八百九十九
名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二五八号 平成二十七年六月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 三重県四日市市 西田悦子 外六
百九十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二五九号 平成二十七年六月十六日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 伊藤友和 外七
百二十四名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六〇号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 青森市 田辺文子 外六百九十二名

紹介議員 滝沢 求君
この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六一号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 富山市 堀幸恵 外八百九十八名
紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六二号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 東京都府中市 石塚洋一 外五百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六三号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町 堀功治 外六百七十九名
紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六四号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市 伊勢田初恵 外七百名
紹介議員 矢倉 克夫君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六五号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 岐阜市 藤井美和 外七百八十二名
紹介議員 小見山幸治君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六六号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 京都府宇治市 中山安理沙 外七百十三名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六七号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 新潟市 中野亮一 外六百九十九名
紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六八号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 岡山市 西村典子 外八百六十九名
紹介議員 谷合 正明君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二六九号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 熊本県山鹿市 小塩浩二 外七百五十九名
紹介議員 三宅 伸吾君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。
第二二七〇号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 山口市 小林知恵子 外九百五十七名
紹介議員 江島 潔君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七一号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 栃木県小山市 町田隆之 外七百十二名
紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七二号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 香川県高松市 井上信子 外七百二十三名
紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七三号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 福岡市 吉田佳祐 外六百九十九名
紹介議員 津田弥太郎君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七四号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 福島県本宮市 伊藤久美子 外六百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。
第二二七五号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 京都府福知山市 三木成 外六百九十九名
紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七六号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 秋田県能代市 塚本幸子 外六百六十八名
紹介議員 山口 和之君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七七号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 福岡県豊前市 長松由江 外六百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七八号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 大阪府豊中市 中塚早苗 外六百八十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二五四号と同じである。

第二二七九号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 新潟県長岡市 早川ひろみ 外六百

百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二二八〇号 平成二十七年六月十六日受理
一定の病気に係る運動適性運用基準の見直し等
に関する請願
請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六
百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二三六二号 平成二十七年六月十六日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制
を行わないことに関する請願
請願者 仙台市 石倉信広 外千三百四十
二名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

六月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域
法の一部を改正する法律案

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法
の一部を改正する法律案
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域

法の一部を改正する法律

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律
第七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第
三十七條」を「第三十六條の二」に改める。
第二条第二項第一号及び第三項中「第十三条」
を「第十二条の二」に改める。
第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二
条の二」に改め、同条第九項中「(第二条第二項
第一号に掲げるものに限る。以下この項におい
て同じ。)」を削り、「長は、当該特定事業」の下
に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限
る。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に
改める。

第十条第二項中「以下この項において同じ。)」
を「定められた特定事業」に、「及び」を「定めら
れた特定事業及び」に改め、「当該特定事業等」
と「の下に」、「第二条第二項第一号に掲げるも
のに限る」とあるのは「第二条第二項第二号に規
定する事業を除く」とを加え、「第十三条」を
「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第
十三條」を、「第十三条」に改め、「地方教育行政
の組織及び運営に関する法律の項を除く。」「の
下に」及び「第十九条の二第八項から第十項まで
の規定」を、「第十二条第五項」の下に、「第十九
条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一
項第三号の項の次に次のように加える。

条第二項第二号に規定する特定事業として、
公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区
域内の場所(公証人法(明治四十一年法律第五
十三号)第十八条第一項に規定する役場以外
の場所に限る。))において、公証人が会社法
(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項

(他の法令において準用する場合を含む。)並
びに一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及
び第五十五条の規定による定款の認証を行
う事業をいう。次項及び別表の一の項におい
て同じ。を定めた区域計画について、内閣総
理大臣の認定を申請し、その認定を受けたと
きは、当該認定の日以後は、公証人は、公証
人法第十八条第二項本文の規定にかかわら
ず、当該区域計画に定められた次項の場所に
おいて、当該定款の認証に関する職務を行う
ことができる。
2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号
に掲げる事項として、公証人役場外定款認証
事業を実施する場所を定めるものとする。
(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八
条第二項第二号に規定する特定事業として、
公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別
区域内において、都道府県又は地方自治法第
二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下
この条において「都道府県等」という。))が設置
する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六
号)第一条に規定する中学校(同法第七十一
条の規定により高等学校における教育と一貫し
た教育を施すものに限る。)、高等学校又は中
等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語
教育を重点的に行うものその他の産業の国際
競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の
形成に寄与する人材の育成の必要性に対応す
るための教育を行うものとして政令で定める
基準に適合するもの(以下この項及び第三項
第三号において「公立国際教育学校等」とい
う。))の管理を、私立学校法(昭和二十四年法
律第二百七十七号)第三条に規定する学校法
人、同法第六十四条第四項の規定により設立
された法人、一般社団法人、一般財団法人又
は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七
号)第二条第二項に規定する特定非営利活動

法人であつて、当該公立国際教育学校等の管
理を担当する役員が当該管理を行うために必
要な知識又は経験を有するものとして都道府
県等が指定するもの(以下この条において「指
定公立国際教育学校等管理法人」という。))に
行わせる事業をいう。別表の一の二の項にお
いて同じ。を定めた区域計画について、内閣
総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた
ときは、当該認定の日以後は、都道府県等
は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、
条例の定めるところにより、指定公立国際教
育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管
理を行わせることができる。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項
の規定による指定(以下この条において単に
「指定」という。))を受けることができない。
一 第十項の規定により指定を取り消され、
その取消しの日から起算して二年を経過し
ない者
二 その役員のうち、第十二項の規定によ
り刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなった日から起算
して二年を経過しない者がある者
3 第一項の条例には、次に掲げる事項を定め
るものとする。
一 指定の手続
二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う
管理に関する基本的な方針
三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理
を行う公立国際教育学校等(以下この条に
おいて「特定公立国際教育学校等」という。))
において生徒に対してされる入学、卒業、
退学その他の処分に関する手続及び基準
四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際
教育学校等管理法人が行う管理に関する基
準及び業務の範囲
五 その他指定公立国際教育学校等管理法人
が行う管理に関し必要な事項
指定は、期間を定めて行うものとする。

第十九条の二第八
項から第十項まで

当該地方公共団体
一 一の地方公共団体

当該関係地方公共団体
一 一の関係地方公共団体

第十一條第一項中「及び第十八條第四項第一
号」を、「第十八條第四項第一号、第二十條の三
及び第二十四條の三第三項第一号」に改める。
第四章中第十三條の前に次の三條を加える。
(公証人法の特例)
第十二條の二 国家戦略特別区域会議が、第八

条第二項第二号に規定する特定事業として、
公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区
域内の場所(公証人法(明治四十一年法律第五
十三号)第十八条第一項に規定する役場以外
の場所に限る。))において、公証人が会社法
(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項

号)第一条に規定する特定非営利活動

指定は、期間を定めて行うものとする。

教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百十七号)		第二条	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	る。は
第十条第一項第二号	公立学校	公立学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。次号において同じ。)		
第十一条第一項及び第二項第一号	又は私立学校	、特定公立国際教育学校等又は私立学校		
第十四条の二	学校法人等は、	国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は		
当該教員		これらの教員		
第二条第一号	義務教育諸学校	義務教育諸学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)		
第二条第二号	ものに限る。、中等教育学校	ものに限る。並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)		
ものに限る。、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。、中等教育学校				

へき地教育振興法 (昭和二十九年法律第四百十三号)		第五條の二第一項	(以下	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)	育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十五号)	第五條の三第一項	公立の学校	教職員の勤務する学校(特定公立国際教育学校等を除く。)	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第五條において「公立学校」という。)	設置者(特定公立国際教育学校等にあっては、国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)	第四十七條の五第一項	属する学校		属する学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。)	大学及び国家戦略特別区域法(平成
公立の学校の事務	本則	大学			

職員の特例 に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 二 年 法 律 第 百 十 七 号)		公立学校の学校 医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公 務災害補償に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 二 年 法 律 第 百 四 十 三 号)		第二 条	規定する学校	二十五 年 法 律 第 百 七 号) 第 十 二 条 の 三 第 三 項 第 三 号 に 規 定 す る 特 定 公 立 国 際 教 育 学 校 等
公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 三 年 法 律 第 百 十 六 号)		公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 三 年 法 律 第 百 十 六 号)		第六 条 第 一 項	中学校及び義務 教育学校並びに 中等教育学校の 前 期 課 程	中 学 校 (国 家 戦 略 特 別 区 域 法 (平 成 二 十 五 年 法 律 第 百 七 号) 第 十 二 条 の 三 第 三 項 第 三 号 に 規 定 す る 特 定 公 立 国 際 教 育 学 校 等 (以 下 こ の 項 及 び 第 十 五 条 に お い て 単 に 「特 定 公 立 国 際 教 育 学 校 等」とい うに 該 当 す る もの を 除 く。以下 同 じ。) 及 び 義 務 教 育 学 校 並 び に 中 等 教 育 学 校 (特 定 公 立 国 際 教 育 学 校 等 に 該 当 す る もの を 除 く。以下 同 じ。) の 前 期 課 程
公立高等学校の適 正配置及び教職員 定数の標準等に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 八 号)		公立高等学校の適 正配置及び教職員 定数の標準等に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 八 号)		第二 条 第 二 項	規定する全日制 の課程	規定する全日制の課程(国家戦略特 別区域法(平成二十五年法律第百七 号)第十一 条の三第三 項第三号に 規定する特 定公立国際 教育学校等 (以下「特 定公立国際 教育学校等 」とい う。以下同 じ。) に 置 く もの を 除 く。第六 条を 除 き、以下 同 じ。)
				第十五 条	義務教育諸学校	義務教育諸学校(特定公立国際教育 学校等に該 当するもの を除く。次 条第二項及 び第十七条 において同 じ。)
					規定する定時制 の課程	規定する定時制の課程(特定公立国 際教育学校 等に置くもの を除く。第 六条を除 き、以下同 じ。)
					規定する通信制 の課程	規定する通信制の課程(特定公立国 際教育学校 等に置くもの を除く。以 下同じ。)

公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		第七 条、第 二十 二 条 第 一 号 及 び 第 二 十 三 条	含む	含み、特定公立国際教育学校等に該 当するものを除く
公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		第八 条	中等教育学校	中等教育学校又は特定公立国際教育 学校等に該 当するもの
公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		第九 条 第 一 項 第 九 号	学校	学校(特定公立国際教育学校等に該 当するものを 除く。)
公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		第二 条 第 一 項	中学校	中学校(国家戦略特別区域法(平成二 十五年法律 第百七号)第 十二 条の三第 三項第三 号に規定す る特定公立 国際教育学 校等(以下こ の項におい て単に「特 定公立国際 教育学校等 」とい う。以下同 じ。) に 該 当 す る もの を 除 く。)
公立の義務教育諸 学校等の教育職員 の給与等に関する 特別措置法(昭和 四十六年法律第七 十七号)		高等学 校、中 等 教育学 校	高等学校(特 定公立国際 教育学校等 に該当する ものを除 く。)、中 等教育学 校(特定公 立国際教育 学校等に該 当するもの を除く。)	

12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(児童福祉法の特例)

第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業(国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士(次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。))の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。))を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一章第六節及び第四十八条の三第二項の規定を適用せ

ず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域限定保育士事業を実施する区域(以下この条において「事業実施区域」という。)を定めるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができな

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5 認定区域計画に定められた事業実施区域を管轄する都道府県の知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者は、当該事

業実施区域において、国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

6 国家戦略特別区域限定保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能について前項に規定する都道府県の知事が行う。

7 国家戦略特別区域限定保育士は、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときは、その資格を得た事業実施区域を明示してするものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。

8 児童福祉法第一章第六節(第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。)及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

9 厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日(次項において「三年経過日」という。)以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。

11 国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市(以下この項において「試験実施指定都市」という。)の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保

育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市(第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。)の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場

指定保育士養成施設
設、保育士試験

て準用するこの法律
国家戦略特別区域限定保育士試験

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の十第二項	この法律	国家戦略特別区域法第十二条の四第七項、同条第八項において準用するこの法律(同項において準用する)
第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿
第十八条の十八第三項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第十八条の十九第一項	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の四第四項各号
第一号		
第十八条の二十四	この法律	国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用するこの法律

合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この項におい

て「認定こども園法一部改正法」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法第十五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
認定こども園法一部改正法附則第五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する児童福祉法

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

し、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関(第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定め、第一項の規定による認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めたものに限る。)の認定の取消し

一 第七項の規定に違反した者
二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

15 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項中「別表の一の項」を「別表の一の四の項」に改める。
第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(医療法の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

16 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科

17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科

加える。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例) 第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業(国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野(以下この項において単に「国有林野」という。)の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。)を定め、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国有林野活用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の特例) 第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業(国家戦略特別区域内において家事支援活動(炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動)をいう。以下この項において同じ。)を行う外国人(年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。)を、本邦の公私の機関(第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項

加える。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例) 第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業(国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野(以下この項において単に「国有林野」という。)の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。)を定め、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国有林野活用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものとして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十六条の四第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

第十九条の次に次の一条を加える。
（国家公務員退職手当法の特例）
第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定

定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において単に「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

4 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第十五号）附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に

係る利息に相当する額を合計した額

三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

5 第一項から前項までの規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る)が行われたときは、適用しない。

6 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関(次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。)は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額(以下この条において「特例加算額」という。)の支払を差し止める処分を行うものとする。

この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

7 再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く)若しくは同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く)が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われてい

ない場合において、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

9 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第二十條の次に次の二條を加える。

(都市公園法の特例)

第二十條の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、都市公園占用保育所等施設設置事業(国家戦略特別区域における保育その他の福祉サービスの需要に應ずるため、都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一

項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ)を占用して、保育所その他の社会福祉施設であつて政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。以下この条において「保育所等施設」という。)を設置する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から二年以内

う)の研究開発において試験その他の厚生労働省令で定める用途に用いる物(人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料とするものに限り、医薬品等を除く)として厚生労働大臣が定めるもの(以下この条において「血液由来特定研究用血」という。)を製造する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の三の項において同じ)を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域血液由来特定研究用血製造事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用血製造事業に該当する旨の厚生労働大臣の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設の種類のごとに当該保育所等施設を設置する都市公園の区域を定めるものとする。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例)

第二十條の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域血液由来特定研究用血製造事業(国家戦略特別区域において、大学その他の研究機関と連携し、業として、疾病の原因に關する研究、疾病の予防、診断及び治療に關する方法の研究開発又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品(以下この項において「医薬品等」とい

一 病院又は診療所の開設者(次項第三号及び第四項において「病院等開設者」という。)が血液由来特定研究用血の原料とする目的で採血する場合は、被採血者に対し採取した血液の使途その他採血に關し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保すること。

二 血液由来特定研究用血が人体から採取された血液又はこれから得られた物の培養その他の厚生労働省令で定める方法により製造されること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める

添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容

三 血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する病院等開設者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、特定認定の申請に係る事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。

4 特定認定（次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。）を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が当該特定認定を受けた事業（第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。）を行う場合における安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十二条第二項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「以外」とあるのは「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具以外」と、同条中「第十二条」とあるのは「第十二条第一項若しくは同条第二項（国家戦略特別区域法第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とし、第二項第三号の病院等開設者が認定事業者の製造する血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する場合における同法第十二条第一項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「（限る。）」とあるのは「（限る。）若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具と、同条中「第十二条」とあるのは「第十二条第一項

（国家戦略特別区域法第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十二条第二項」とする。

5 認定事業者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、これらの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 認定事業者は、第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 厚生労働大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

9 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき。

二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

三 認定事業者が行う認定事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当しなくなったと認めるとき。

四 認定事業者が不正の手段により特定認定

を受けたとき。

五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。

六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例）

第二十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業（国家戦略特別区域において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第一項第四号に掲げる業務の範囲を拡張することにより、シルバー人材センター（同法第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターをいう。以下この項及び次項において同じ。）が高年齢退職者の就業の促進を図る事業をいう。以下この項、次項及び別表の十二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として当該区域計画に定められたシルバー人材センターが同法第四十二条第五項の規定による一般労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十四条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいう。第三項において同じ。）を行う場合（その就業の場所が当該国家戦略特別区域内にある場合に限る。）における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第一項第四号の規定の適用については、同条中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務又はその能力を活用して行う業務」とする。

2 前項の区域計画に、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として、シルバー人材センターを定めるに当たっては、地域における労働力需給の状況及び当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業に係る業務と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が同法第四十五条において準用する同法第四十二条第五項の規定に基づき行う一般労働者派遣事業について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条第一項第四号」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第四号」と、「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター」とあるのは「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター連合」と、前項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二十六条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練（次項第二号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日におい

ルバー人材センターを定めるに当たっては、地域における労働力需給の状況及び当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業に係る業務と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が同法第四十五条において準用する同法第四十二条第五項の規定に基づき行う一般労働者派遣事業について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条第一項第四号」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第一項第四号」と、「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター」とあるのは「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター連合」と、前項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二十六条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練（次項第二号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日におい

て、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第二条第五号に規定する臨床修練病院等(第三項において単に「臨床修練病院等」という。)となったものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

3 次の各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となったものとみなされた診療所(第一号において単に「診療所」という。)は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。)の認定当該認定の日

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。)の認定の取消し 当該認定の取消しの日
(特定非営利活動促進法の特例)

第二十四条の四 国家戦略特別区域会議が、第

八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業(国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項(これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類(第二号において「特定添付書類」という。)、二月間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。

第二十七条の次に次の見出し及び三条を加える。
(課税の特例)
第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、

当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を行う者に對し、これらの事業の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の四 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)を行う株式会社(当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六条の三第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

第六章中第三十七条の前に次の二条を加える。

(新たに法人を設立しようとする者に対する援助)
第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、

国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に對し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手続及び法人を設立する場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行うものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に對し、意見を申し出ることができる。

3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に對し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。

(創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助)
第三十六条の三 国及び関係地方公共団体は、

国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者を使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

のとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十七條第三項を次のように改める。

3 第三十六條の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により国が援助を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

第三十七條第四項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七條の二 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

別表中一の項を一の四の項とし、同項の前に次のように加える。

一	公証人役場外定款認証事業	第十二条の一
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四
別表の二の項の次に次のように加える。		
一の二	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	第十四条の一
一の三	漁業生産協業化促進事業	第十四条の三
別表の四の項の次に次のように加える。		
四の一	国有林野活用促進事業	第十六条の一
四の二	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の四
別表の七の項の次に次のように加える。		
七の一	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第十九条の一
別表の八の項の次に次のように加える。		
八の二	都市公園占用保育所等施設設置事業	第二十条の一
八の三	国家戦略特別区域血液由来特定研究用器具製造事業	第二十条の三

別表の十二の項の次に次のように加える。

十二の一	国家戦略特別区域高齢年齢退職者就業促進事業	第二十四条の一
十二の二	国家戦略特別区域臨床研修診療所確保事業	第二十四条の三
十二の四	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の四

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法平成十四年法律第百八十九号の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第十九條の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ)に対する外国人観光旅客の需要の動向その他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士(次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。以下この項において同じ)の育成、確保及び活用を図る事業(以下この項及び別表第九の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。)を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、

当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三條第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第十七條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七條第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域限定通訳案内士の業

務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

七 地域限定特例通訳案内士は、その業務に関して地域限定特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た構造改革特別区域の区域を明示するものとし、当該構造改革特別区域以外の区域を表示してはならない。

八 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む)及び第二十七条(見出しを含む)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地

方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同じ。」と、同法第二十条第一項及び第二十二

条中「第十八条」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二條見出しを含む)中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替

えるものとする。

九 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団

体をいう。以下この章において同じ)の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「構造改革特別区域法又は同法」と、同条第二項及び同法第三十四條中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

十 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限

定特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。第三項において同じ)の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

定特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあつては、当該認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団

体をいう。第三項において同じ)の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

十一 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者
三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

十二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者
二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第二十八条の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ)が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ)の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業(公社管理道路の運営等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律百十七号)以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。)第二十六条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ)であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八号の三において同じ)を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権(当該認定に係る公社管理道路運営事業(以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。)に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう)をいう。以下この条において同じ)を設定する場合には、道路整備特別措置法第十条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定にかかわら

ず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下この条において「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。

2 地方道路公社が民間資金法第五条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第四号中「第二十号の規定により費用を徴収する場合」には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の第三十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。

3 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二條第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」とあるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三條第一項の規定により利用料金を収受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従い」とあるのは、「実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の第三五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内」とする。

5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三條第一項の規定により収受する利用

料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三條第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十條第六項及び第十六條の規定を準用する。

8 地方道路公社が民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第十條第一項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第四項又は第十五條第一項若しくは第四項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。

9 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第二十三條第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

10 特定道路公社は、民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 国土交通大臣は、第十項に規定する対価の

額が、特定道路公社が収受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

13 特定道路公社が民間資金法第十九條第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十條第四項、第十四條、第十五條第四項、第十七條第三項、第二十四條第一項から第三項まで、第二十五條第一項及び第五十二條の規定の適用については、同法第十條第四項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「第二号」と、同法第十四條中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八條の第三一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五條第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七條第三項、第二十四條第一項及び第二項並びに第

五十二條中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四條第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八條の第三一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を収受させることとして」と、「料金の徴収」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収される」と、同法第二十五條第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を収受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十一條第四項の規定は、適用しない。

第三十條第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」を「民間資金法」に改め、「及び次条」を削る。
別表第九の次に次のように加える。

九の二	地域限定特例通訳案内士育成等事業	第十九條の二
十八の三	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十八條の三

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国戦略特別区域法第八條第九項の改正規定（第十三條）を第十二條の二に

改める部分を除く。）、同法第十條第二項の改正規定（第十三條）を第十二條の二に改める部分を除く。及び同法第二十七條の次に見出し及び三條を加える改正規定並びに附則第十四條及び第十九條の規定 公布の日
二 第二条中構造改革特別区域法第二十八條の二の次に一條を加える改正規定、同法第三十條第一項の改正規定及び同法別表第十八号の

二の次に次のように加える改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「通訳案内士法」の下に「昭和二十四年法律第二百十号」を加え、同表の七の二の項中「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)」を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改め、「(昭和二十四年法律第二百十号)」を削る。

別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六号の二の二「総合特別区域法」を「構造改革特別区域法」に、「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二第八項」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日

から二年を経過しないもの
第十七条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進に関する国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十三条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第九条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項第八号を次のように改める。

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第三十六条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第八号を次のように改める。
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の

規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
第十四条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(総合特別区域法の一部改正)

第十一条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第一の三の項中「国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

別表第二の一の項中「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合特別区域法(以下この条において「旧総合特別区域法」という。)第三十五条第十項の認定を受けている同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画(同条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として旧総合特別区域法第四十三条第一項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業を定め、たものに限る。)については、前条の規定による改正後の総合特別区域法(以下この条において「新総合特別区域法」という。)第三十七条の二第一項第一号に規定する特定事業として第二項の規定による改正後の構造改革特別区域法(以下この条において「新構造改革特別区域法」という。)第十九条の二第二項に規定する地域活性化総合特別区域計画であつて新総合特別区域法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用される新総合特別区域法第三十五条第十項の認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けている者については、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

3 旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域限定特例通訳案内士登録簿とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十二條の規定により交付されている地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十二條の規定により交付された地域限定特例通訳案内士登録証とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされている申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この法律の施行後は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第二項の規定の適用を受けて新構造改革特別区域法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

6 この法律の施行前にした旧総合特別区域法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十三条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第五項第九号を次のように改める。

九 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第六十三條第五項第十号を削る。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十四条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「及び第二十一条を」、第二十一条及び第二十二條に改める。

附則に次の一條を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十二條 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二條の三第十一項の表市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の項を削り、同表義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第百三十三号）の項を次のように改める。

第二条第二号		義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）
第三条	中等教育学校	ものに限り、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二條の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この号及び次条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。、中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
	教職員の給与及び報酬等に要する経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限り。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）
第三条	設置する義務教育諸学校	設置する義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
	教職員の給与及び報酬等に要する経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限り。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十八条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に三條を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

(内閣府設置法の一部改正)

第十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七中「区域計画に関すること」の下に「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

[The main body of the page contains a large, faint, and mostly illegible document, likely a transcript of a meeting. It appears to be a continuation of the record from the previous page, with some visible text fragments such as "参議院" (Sangiin) and "内閣委員会" (Naikaku Shingikai).]